

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十八年五月二十六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
メディコ21豊浜店 観音寺市豊浜町大字姫浜字芝原一一八二番一号ほか
- 三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
特に近隣地権者等との協議を充分に行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - 1 意見を提出した者
豊浜町商工会
 - 2 意見の概要
地方道二一号线の交通量は非常に多く、また交通事故も多く発生しているため、交通整理員を常に配備する等の対策を講じること。
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十八年十月十日（火曜日）から同年十一月十日（金曜日）まで